

横浜市介護サービス事業所従事者に対する
新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付要綱

制 定 令和3年7月2日 健介事第236号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染し自宅療養を行う者にサービスを提供した介護サービス事業所従事者を対象に、感染者対応手当（以下「手当」という。）を支給する介護サービス事業所に手当相当額の補助金を交付することにより、自宅療養者に必要な介護サービスの支援を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、及び補助金規則の例による。

（事業所の範囲）

第3条 対象となる介護サービス事業所は、次に掲げる者をいう。

- （1） 自宅療養中の新型コロナウイルス陽性者に対して、訪問サービスを提供した訪問系サービス事業所（※1）
- （2） 自宅療養中の新型コロナウイルス陽性者に対して、当該事業所の職員により訪問サービスを提供した通所系サービス事業所（※2）

※1 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所及び居宅療養管理指導事業所

※2 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）

※3 介護予防サービスの訪問系・通所系サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事

業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

（事業所の範囲の対象外）

第4条 前条の規定にかかわらず、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）が運営する介護サービス事業所は対象としない。

（補助対象経費）

第5条 この要綱における補助対象経費は、第6条から第8条に定める手当として支給した経費とする。

（手当の対象者）

第6条 手当の対象者は、自宅療養中の陽性者に対してサービスを提供した介護サービス事業所従事者のうち、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。

- (1) 横浜市内で自宅療養中の陽性者に対して、同一空間内で直接サービスを提供していること。
- (2) サービスを提供した日が令和3年4月1日から令和4年3月31日の間であること。
- (3) 他の機関等から同様の手当相当の支給を受けていないこと。
- (4) 暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

（手当の支給方法）

第7条 手当は、第6条に定める対象者が従事する事業所（以下「当該事業所」という。）が第8条に定める金額を支給する。

（手当の支給金額）

第8条 手当の額は、1日につき5,000円とし、療養期間が終了したと認められるまでの期間、同一空間内において直接サービス等を提供した日数分を支給する。

但し、療養期間は原則10日の見込みのため、10日分を超えて支給が必要と考えられる場合は個別協議とする。

- 2 前項各号の金額は、従事者がサービスを提供した陽性者ごとに算定する。
- 3 同一陽性者に対して同一従事者が1日の内に複数回サービス提供を行った場合は、1日分として算定する。

（交付の申請）

第9条 手当を支給した当該事業所は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）により、横浜市長（以下「市長」という。）に申請するものとする。但し、概算払とする場合は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付概算払申請書（第1号様式の2）により申請するものとする。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。
 - (1) 直接サービスを提供した期間・従事者が確認できる書類の写し
 - (2) 対象者が手当の支給を受けたことを確認できる書類の写し

但し、概算払いとする場合は、第2号に規定する書類を実績報告の際に提出することとする。

3 補助金規則第5条第3項の規定により市長が第1項に定める横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付申請書兼実績報告書又は横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付概算払申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項第1号から第4号に規定する書類とする。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書(第2号様式)(以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知する。但し、概算払とする場合は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付決定通知書(第2号様式の2)により申請者に通知する。

2 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(申請の取下げの期日)

第11条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請取下げの期日は、申請者が前条第1項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(実績報告)

第12条 補助金規則第14条第1項に規定する実績報告は、第9条に定める第1号様式により行うものとする。但し、概算払とした場合は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金実績報告書兼概算払精算書(第4号様式)及び第9条第2項第2号により行うものとする。

2 前項に定める横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金実績報告書兼概算払精算書は、補助事業が終了した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

3 補助金規則第14条第4項の規定により市長が第1項に定める横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金実績報告書兼概算払精算書への添付を省略させることができる書類は、同条第1項第2号から第5号に規定する書類とする。

(補助金額の確定通知)

第13条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、第10条に定める交付決定通知書が補助金額の確定の通知書を兼ねることとする。但し、概算払とした場合は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付額確定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(交付の時期)

第14条 本補助金の交付にあたっては、補助金規則第17条の規定により、当該事業所が第6条に定める対象者に第8条に定める額を支給した後に、第13条により確定した額を交付する。

(交付の時期の例外)

第15条 前条の規定にかかわらず、補助金規則第17条但し書きの規定により、当該事業所の資金状況等を勘案し、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付しなければ補助事業の実施が困難な場合は、市長が補助金事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は概算払とし、補助金の交付を受けた当該事業所は、会計年度終了までに精算を行い、精算により残金が生じた場合は市長の指示に従い速やかに戻入するものとする。

(交付の請求)

第16条 申請者は横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付請求書(第6号様式)を作成し、市長に提出するものとする。但し、概算払とする場合は、横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付概算払請求書(第6号様式の2)により行うものとする。

(決定の取消)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は前項の規定により取り消しをしたときは、速やかに申請者に横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付決定取消通知書(第7号様式)により通知するとともに、既に交付した金額の全部または一部を返還させることができるものとする。

(警察本部への照会)

第18条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第19条 この要綱に定める補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保存期間)

第20条 補助金規則第26条の規定により、市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

年 月 日

(提出先) 横浜市長

申請者 法人名

事業所名

役職・代表者名

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付申請書兼実績報告書

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助
金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

申請額 _____ 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者にサービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 申請額内訳(支給対象者ごとの該当手当算定日数は裏面)

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	手当申請額
	対応手当	
人	日	5,000円 × 日 = 円

* 同一事業所で同時期に複数の陽性者へのサービス提供があった場合は陽性者ごとに申請してください。

4 申請内容に関する問い合わせ先

部署名

担当者氏名

連絡先: 電話

5 支給対象者および該当手当受領確認一覧

No.	支給対象者氏名	手当算定期間	対応手当	手当支給額	受領確認署名(自署)
例	横浜 太郎	8 月 8 日 ~ 8 月 12 日	3 日	¥15,000	横浜 太郎
1		月 日 ~ 月 日	日		
2		月 日 ~ 月 日	日		
3		月 日 ~ 月 日	日		
4		月 日 ~ 月 日	日		
5		月 日 ~ 月 日	日		
6		月 日 ~ 月 日	日		
7		月 日 ~ 月 日	日		
8		月 日 ~ 月 日	日		
9		月 日 ~ 月 日	日		
10		月 日 ~ 月 日	日		
11		月 日 ~ 月 日	日		
12		月 日 ~ 月 日	日		
13		月 日 ~ 月 日	日		
14		月 日 ~ 月 日	日		
15		月 日 ~ 月 日	日		
手当算定合計日数			日		

- 手当が算定できるのは、利用者が新型コロナウイルス感染症の発症日(保健所が認定)から療養期間が終了したと認められるまでの期間、実際に勤務し、同一空間内において直接サービスを提供した日数となります。
- 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えありませんが、合計額の確認をお願いします。

年 月 日

(提出先) 横浜市長

申請者 法人名

事業所名

役職・代表者名

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付概算払申請書

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助
金交付要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

申請額 _____ 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者サービスを提供した期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 申請額内訳(支給対象者ごとの該当手当算定日数は裏面)

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	手当申請額
	対応手当	
_____ 人	_____ 日	5,000円 × _____ 日 = _____ 円

* 同一事業所で同時期に複数の陽性者へのサービス提供があった場合は陽性者ごとに申請してください。

4 申請内容に関する問い合わせ先

部署名 _____

担当者氏名 _____

連絡先: 電話 _____

5 支給対象者一覧

No.	支給対象者氏名	手当算定期間	対应手当	手当支給額
例	横浜 太郎	8 月 8 日 ~ 8 月 12 日	3 日	¥15,000
1		月 日 ~ 月 日	日	
2		月 日 ~ 月 日	日	
3		月 日 ~ 月 日	日	
4		月 日 ~ 月 日	日	
5		月 日 ~ 月 日	日	
6		月 日 ~ 月 日	日	
7		月 日 ~ 月 日	日	
8		月 日 ~ 月 日	日	
9		月 日 ~ 月 日	日	
10		月 日 ~ 月 日	日	
11		月 日 ~ 月 日	日	
12		月 日 ~ 月 日	日	
13		月 日 ~ 月 日	日	
14		月 日 ~ 月 日	日	
15		月 日 ~ 月 日	日	
手当算定合計日数			日	

- 手当が算定できるのは、利用者が新型コロナウイルス感染症の発症日（保健所が認定）から療養期間が終了したと認められるまでの期間、実際に勤務し、同一空間内において直接サービスを提供した日数となります。
- 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えありませんが、合計額の確認をお願いします。

様

横浜市長

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者にサービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 内訳

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	支給決定額
	対応手当	
人	日	5,000円 × 日 = 円

様

横浜市長

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金につきまして、次のとおり決定しましたので通知します。

交付決定額 _____ 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者にサービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 内訳

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	支給決定額
	対応手当	
人	日	5,000円 × 日 = 円

様

横浜市長

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金につきまして、不交付と決定しましたので通知します。

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者サービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 不交付決定理由

--

年 月 日

(提出先) 横浜市長

申請者 法人名

事業所名

役職・代表者名 印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金実績報告書兼概算払精算書

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金に係る事業について、次のとおり実施しましたので報告します。

1 補助金額

(1)概算払金受領年月日	年 月 日	
(2)概算払金受領額(A)		円
(3)概算払金執行額(B)		円
(4)差引残額(C=A-B)		円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者にサービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 執行額内訳(支給対象者ごとの該当手当算定日数は裏面)

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	手当申請額
	対応手当	
人	日	5,000円 × 日 = 円

* 同一事業所で同時期に複数の陽性者へのサービス提供があった場合は陽性者ごとに申請してください。

4 申請内容に関する問い合わせ先

部署名

担当者氏名

連絡先: 電話

5 支給対象者および該当手当受領確認一覧(実績報告一覧表)

No.	支給対象者氏名	手当算定期間	対応手当	手当支給額	受領確認署名(自署)
例	横浜 太郎	8 月 8 日 ~ 8 月 12 日	3 日	¥15,000	
1		月 日 ~ 月 日	日		
2		月 日 ~ 月 日	日		
3		月 日 ~ 月 日	日		
4		月 日 ~ 月 日	日		
5		月 日 ~ 月 日	日		
6		月 日 ~ 月 日	日		
7		月 日 ~ 月 日	日		
8		月 日 ~ 月 日	日		
9		月 日 ~ 月 日	日		
10		月 日 ~ 月 日	日		
11		月 日 ~ 月 日	日		
12		月 日 ~ 月 日	日		
13		月 日 ~ 月 日	日		
14		月 日 ~ 月 日	日		
15		月 日 ~ 月 日	日		
手当算定合計日数			日		

- 手当が算定できるのは、利用者が新型コロナウイルス感染症の発症日(保健所が認定)から療養期間が終了したと認められるまでの期間、実際に勤務し、同一空間内において直接サービスを提供した日数となります。
- 行が不足する場合には適宜行を追加して差し支えありませんが、合計額の確認をお願いします。

様

横浜市長

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付額確定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金につきまして、次のとおり交付額が確定しましたので通知します。

交付確定額 _____ 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者サービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 内訳

支給対象者 合計人数	手当算定合計日数	支給決定額
	対応手当	
人	日	5,000円 × 日 = 円

年 月 日

(提出先) 横浜市長

申請者 法人名

事業所名

役職・代表者名 印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付請求書

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助
金交付要綱第16条の規定により、次のとおり請求します。

請求額 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者サービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 振込口座

振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合		店 支店				
預金種目を○で囲む 普通・当座・貯蓄・()	口座 番号							
フリガナ								
口座名義								

* 振込口座は申請者(法人又は事業所)名義と一致する必要があります。

4 請求内容に関する問い合わせ先

部署名

担当者氏名

連絡先: 電話

年 月 日

(提出先) 横浜市長

申請者 法人名

事業所名

役職・代表者名

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付概算払請求書

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金交付要綱第16条の規定により、次のとおり概算払の支払いを請求します。

請求(概算)額 円

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者サービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 振込口座

振込先 金融機関		銀行 信用金庫 信用組合		店 支店
預金種目を○で囲む 普通・当座・貯蓄・()	口座 番号			
フリガナ				
口座名義				

* 振込口座は申請者(法人又は事業所)名義と一致する必要があります。

4 請求内容に関する問い合わせ先

部署名

担当者氏名

連絡先: 電話

様

横浜市長

印

横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症
感染者対応手当補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で支給決定しました横浜市介護サービス事業所従事者に対する新型コロナウイルス感染症感染者対応手当補助金につきまして、交付決定を取り消しましたので通知します。

1 新型コロナウイルス感染症に感染した利用者

氏名	生年月日	住所
	年 月 日	

2 事業所で新型コロナウイルス感染症に感染した利用者にサービスを提供した期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 交付決定取消理由

--

なお、交付済み下記金額を返還してください。

返還請求額 (交付済額)	円
-----------------	---

* 同封の納付書により、お近くの金融機関の窓口でお支払いください。